

新潟市岩室民俗史料館指定管理者申請者評価会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市岩室民俗史料館の管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、関連する分野の学識経験者等外部の有識者から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、「新潟市岩室民俗史料館指定管理者申請者評価会議」（以下「評価会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、次に掲げる事項について、意見聴取及び意見交換を行う。

- (1) 候補者の募集のための業務仕様書、公の施設の目標、評価項目等に関する事項
- (2) 候補者の選定における申請内容に関する事項
- (3) 非公募により選定された指定管理者に対する所管課による指定期間を通じた評価に関する事項

(委員構成)

第3条 評価会議は、委員4名以内をもって構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 公認会計士、税理士等財務経理の専門家
- (2) 社会保険労務士等人事労務管理の専門家
- (3) 当該施設の運営に関する専門家、関連分野の学識経験者
- (4) 施設利用団体及び地域住民の代表

(第2条第2号に係る評価会議)

第4条 第2条第2号に係る評価会議においては、申請者に対し事業計画等に関する説明を求めるものとする。

(第2条第2号に係る評価会議の評価方法)

第5条 評価会議の委員は、他の委員の意見も参考にあらかじめ別に定める評価項目に対し採点を行うものとする。

(会議の公開)

第6条 評価会議は公開とする。ただし、申請者又は評価会議の委員からの申し出により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 評価会議の庶務は、新潟市西蒲区役所地域総務課において処理する。

(雑則)

第9条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。